

## 工事設計変更事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う工事請負契約変更の取扱について必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 「設計変更」とは、岡崎市工事請負契約約款の規定により元設計を変更することをいい、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者と協議することを含むものとする。

### (設計変更のできる理由)

第3条 設計変更のできる理由は、次に掲げる理由により、やむを得ず元設計を変更する必要がある場合とする。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの
  - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
  - イ 他事業及び施工条件等に関連する場合
  - ウ 地元調整等の処理による場合
  - エ 安全対策に基づく場合
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
  - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
  - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
  - ウ 土質の確認に基づく場合
  - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
  - オ 建設リサイクル法に基づく場合
  - カ 諸経費調整に基づく場合
  - キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
  - ク 測量・地質調査等に判明が不可能な場合
  - ケ その他確認困難な要因及び誤測等でやむを得ない場合
- (3) 予算処理に基づくもの
- (4) 認可条件等の処理に伴うもの

### (設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合（ただし、別件発注するのが妥当な場合を除く。）
- (2) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるものであつて、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難な場合
- (3) 設計変更により減額する場合

## (設計変更の手続き)

第5条 設計変更の手続きは、次の各号によるものとする。

- (1) 設計変更は、その必要が生じた都度、監督職員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで行わなければならない。
- (2) 監督職員は、当該変更の内容について変更理由書(様式第35号)を添付した工事設計変更協議書(様式第33号)に整理し、直属の部長の承認を得たうえで、現場代理人に対し設計変更協議書(様式第34号)により工事設計変更の協議を行わなければならない。
- (3) 前号の場合において、設計変更による増減見込額が当初契約金額の10%又は300万円以下であるときは、直属の課等の長の承認をもって直属の部長の承認に代えることができるものとする。

例1) 増減見込額…15%、400万円 →部長決裁

例2) 増減見込額…8%、200万円 →課長決裁

例3) 増減見込額…8%、400万円 →課長決裁

- 2 設計変更による予算執行伺書及び支出負担行為決議書の決裁及び合議については、別紙「執行伺・支出負担専決早見表(一般会計・特別会計)(平成30年4月1日より適用)」による。

## (契約内容の変更)

第6条 工事担当課長は、契約の内容を変更しようとするときは、工事請負契約変更協議書(様式第36号)により請負者と協議し、請負者に工事請負契約変更承諾書(様式第37号)、請負代金内訳書を提出させるものとする。ただし以下に該当しない場合は軽微な変更として提出を省略できることとします。

### ◆ 請負代金内訳書

- ・新規工種が追加された増額変更
- ・10%以上の増額変更

※変更回数毎に契約額(変更契約額)の10%未満の場合は省略。ただし、故意に10%未満にすることは慎むこと。

例1) 1回目の変更で5%の増額 ⇒ 省略

2回目の変更でさらに9%の増額 ⇒ 省略

例2) 1回目の変更で5%の増額 ⇒ 省略

2回目の変更でさらに12%の増額 ⇒ 提出

3回目の変更でさらに10%の増額 ⇒ 提出

### ◆ 工程表

- ・1カ月以上の工期延長

2 前項の場合において、金額の変更を伴う変更契約を締結しようとする場合は、契約内容の変更に伴う変更契約金額の算定(様式第38号)を添付した変更支出負担行為決議書により決定するものとし、金額の変更を伴わない変更契約を締結しようとする場合は、変更契約締結伺いにより決定するものとする。

3 契約内容変更のうち工期の延長のみの変更の場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 請負者の事情による場合 工事担当課長は、契約期間延長願(様式第39号)を請負者に提出させ、その理由が妥当であると認めたときは、契約期間延長承諾書(様式第41号)により

請負者に通知するものとする。

(2) 市の事情による場合 工事担当課長は、工事請負契約変更協議書（様式第 36 号）により請負者と協議し、工事請負契約変更承諾書（様式第 37 号）を提出させるものとする。

4 工事担当課長は、契約内容の変更により工期が延長された場合は、必要に応じて保証事業会社等に通知するものとする。

5 契約金額が 130 万円以下のもので請書（予決規則様式第 78 号）により契約を行っている場合において、請負者と契約の内容の変更について協議が整ったときは、契約変更請書（予決規則様式第 79 号）を提出させるものとする。

### (契約変更の手続)

第 7 条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、契約条件等を著しく変更することとならないものは、工期の末までに行うことができるものとする。

2 契約変更に伴う予算執行伺書に添付する設計変更理由書には、第 3 条の内容に該当する項目を明記し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない。（該当する事項が 2 以上となる場合も同様とする。）。

#### 附則

この要領は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年度より適用)

支出負担行為等の決裁及び財政課合議区分の注意事項

財務部財政課

- 1 支出負担行為決議の際、予算決算及び会計規則第 25 条の 2 別表第 2 に規定するものについては「予算執行伺」の決裁が必要となる。この場合の決裁者は、決裁規定第 4 条別表第 2 に規定する決裁区分となる。なお、財政課への合議を要するものの合議区分は、別紙「執行伺・支出負担行為専決表」記載のとおりとする。
- 2 予算決算及び会計規則第 25 条の 2 第 1 項第 22 号で規定する「財政課長が指定したもの」（予算執行伺を要するもの）に該当するものは以下のとおりとする。
  - ・ 長期継続契約により契約しようとするもの
- 3 予算決算及び会計規則第 25 条の 2 第 2 項で規定する「財政課長が指定したもの」（予算執行伺を省略することができるもの）に該当するものは以下のとおりとする。
  - ・ 報償金の節中
    - 小中学校管理費における自動車借上報償金
    - 納期前納付報償金
  - ・ 補償補填及び賠償金の節中
    - 水道管、ガス管、電柱、電話柱及び信号機の移設補償金
- 4 予算執行伺にあつては、財務会計システムで処理・出力された伺書に、同システムにより出力される帳票類その他関係資料を添付のうえ決裁及び財政課合議を行う。

なお、予算執行伺を要するもので、財務会計システムで処理されないものの起案にあつては、文書管理システムにおいて起案し、財務会計システムで処理されるものと同等の書類を添付のうえ、予算執行伺及び支出負担行為専決表の区分により決裁及び財政課合議を行う。
- 5 契約システムによる契約分の支出負担行為の起案にあつては、システム上契約締結された日付にて支出負担行為が起案されるが、起案、決裁及び施行の日付は契約日とする。(変更しない)
- 6 全ての支出負担行為決議の際の財政課合議は不要とする。
- 7 決定を受けた支出負担行為を変更し、又は取り消そうとする場合における予算執行伺の取扱いは、当初に予算執行伺を要するものに限り行うものとし、その決裁者（財政課合議を含む）は、次に掲げる場合の区分に応じて次に掲げる者とする。
  - (1) (2) に掲げる場合以外 変更しようとする額の区分による決裁者
  - (2) 支出負担行為の金額を減少しようとする場合又は支出負担行為を取り消そうとする場合 課長等（財政課合議不要）
- 8 支出負担行為の変更又は取り消しする場合の支出負担行為の決裁者は、次に掲げる場合の区分に応じて次に掲げる者とする。(いずれも財政課合議は不要)
  - (1) (2) に掲げる場合以外 変更しようとする額の区分による決裁者
  - (2) 支出負担行為の金額を減少しようとする場合又は支出負担行為を取り消そうとする場合 課長等
- 9 予算執行伺における財政課合議区分等の特例は以下のとおりとする。

(財政課合議を不要とするもの)

  - ・ 需用費の節

保育園費における消耗品  
小中学校管理費における消耗品  
火葬場費における消耗品  
塵芥処理費における消耗品  
し尿処理費における消耗品  
総合現業事務所費における消耗品  
学校管理費及び教育振興費における消耗品

- ・ 備品購入費の節  
保育園費の事務用及び業務用備品  
小中学校管理費及び教育振興費で購入する備品  
小中学校建設費における初度調弁備品  
図書館費における図書購入費

(規定を準用するもの)

- ・ 決裁規定第4条第1項別表2ア及びイ中、委託料について  
「施設、設備保守管理委託料」に類するもの  
施設全体の管理、保守、点検及び運営委託料  
設備又はシステムの管理、保守、点検及び運営委託料  
(「設備」とは、数種の機器等を一体的としたものとする)  
※ 個々の機器単体での委託はこれに含まない  
注：管理、保守、点検及び運営の単体契約及び組合せによる契約を含む
- ・ 決裁規定第4条第1項別表2ア、支出負担行為中、負担金について  
「国保等の保険給付費」に類するもの  
国民健康保険特別会計における以下のもの  
保険給付費の款における負担金、交付金及び納付金  
後期高齢者支援金等の款における負担金  
前期高齢者納付金等の款における負担金及び納付金  
老人保健拠出金の款における負担金  
介護納付金の款における負担金  
共同事業拠出金の款における負担金  
老人保健特別会計における以下のもの  
医療諸費の款における負担金  
後期高齢者医療特別会計における以下のもの  
後期高齢者医療広域連合納付金の款における負担金  
介護保険特別会計における以下のもの  
保険給付費の款における負担金

## 10 その他

- ・ 継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの翌年度以降の歳出予算に基づく支出負担行為については、「支出負担行為として整理する時期」は当該年度の4月1日とする。
- ・ 決裁規程第11条（決裁上の疑義）については、別途協議の上決定する。
- ・ 予算が議決事項であることの趣旨から、予算計上のないものについては、次年度予算または補正予算において予算措置のうえ執行することが原則であるが、緊急性のある執行にあつては内容を精査のうえ、必ず事前に財政課と協議すること。

